

東村山市教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症の対応についてQ & A

R4.9月 時点

萩山まるやま保育園

濃厚接触者の扱いについて

No.	質問	回答
1	今後、陽性者が発生しても濃厚接触者の特定は行わないのか	国が示す通り社会機能及び経済活動を維持するとともに、東京都が示す（※1参照）濃厚接触者を特定しない方法による感染対策の状況を踏まえ、保健所と協議の上、施設内で陽性者が確認された場合においても、濃厚接触者の特定を行わず原則開所としています。ただし、施設において陽性者が5名以上発生した場合は、保健所などの判断により濃厚接触者の特定を行い、保護者にお伝えします。濃厚接触者に該当した児童は5日間の健康観察となり、登園自粛となります。
2	同一世帯内で陽性者が発生し、濃厚接触者に特定された場合、登園自粛となる期間は几日か	同一世帯で陽性者が発生した場合には、在園児が濃厚接触者にあたるため、健康観察期間は5日間となり、登園自粛となります。ただし、7日間が経過するまでは、検温等の健康の確認や感染拡大防止を徹底してください。（濃厚接触者の健康観察期間は7日間から5日間へ変更となっています。）
3	健康観察期間の5日間はいつから起算したらいいか	健康観察期間の5日間は陽性者の発症日または、居住内で感染対策を講じた日のいずれか遅いほうを0日目として5日間となります。ただし、感染対策を講じることができない場合は、療養解除日を0日目とします。（※2参照）
4	同一世帯内で陽性者が発生し、乳幼児(在園児)が濃厚接触者に特定された場合、どのように対応すればよいか	同一世帯内で陽性者が発生し、乳幼児（在園児）が濃厚接触者に特定された場合は、健康観察期間となりますので、在園する施設に速やかに連絡をお願いします。登園されている場合は濃厚接触者に特定され次第、速やかにお迎えをお願いします。日中の連絡先が変更になる場合は、在籍する教育・保育施設まで必ずお知らせください。
5	乳幼児（在園児）が濃厚接触者に特定された場合、抗原定性検査キットを用いて健康観察期間は短縮できるのか	乳幼児（在園児）への抗原定性検査キット等の実施は想定しておらず、乳幼児（在園児）は原則5日間の待機となり、健康観察期間は短縮されることはありません。（※3参照）
6	施設内で陽性者が発生したが、自分の子どもが濃厚接触者と特定されていない場合でも、園から登園を控えるよう要請されることはあるのか	施設内で陽性者が発生した場合、No.1で記載のとおり濃厚接触者の特定は行いません。ただし、感染拡大防止の観点から『感染の可能性が疑われる児童と感染対策なしに1m以内かつ15分以上過ごした児童』『感染対策を講じないで飲食を共にした児童』等については、濃厚接触者に準ずる者として5日間の外出自粛(※1参照)のお願いをさせていただきます。

裏面に続く

陽性者の療養期間の短縮について

1	陽性者の療養期間が短縮になったが、変更後の療養期間は几日か	陽性者の療養期間は、有症状者は発症日を0日として7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には 8日目 から療養解除となります。 無症状者は、検体採取日から7日間を経過した場合には 8日目 から療養解除となります。ただし、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後6日目に療養解除となります。また、乳幼児については検査キットの実施は想定していないので、療養期間が短縮されることはなく8日目からの療養解除になります。
2	陽性者の療養期間が短縮になったが、生活するうえで注意することはあるか	有症状者については、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから検温などの健康観察や高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

休園の考え方について

1	今後、施設内に陽性者が発生しても臨時休園することはないのか	基本的に濃厚接触者の特定をしないことから、原則開所となります。ただし、施設内で感染拡大が危惧される場合や施設職員の陽性者発生等により、安全な教育・保育の体制が整わない場合などにおいて、臨時休園とする場合があります。
---	-------------------------------	---

※1.東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方法について
<PDF> (東京都保健福祉局)



※2.身近な人が新型コロナウイルス感染症になった方へ～自分が濃厚接触者だと思ったら～<東京都保健福祉局HP>



※3.保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係るQ&Aについて(第十八報) <PDF>
(厚生労働省子ども家庭局保育課)



※4.新型コロナウイルス感染症陽性だった場合の療養解除について

